

## 大槌町要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成21年4月1日

告示第39—3号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童(法第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう。)若しくは要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。)及びその保護者又は特定妊婦(同条第5項に規定する特定妊婦をいう。)への適切な支援を図るため、大槌町要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

一部改正〔令和6年決裁〕

(業務)

第2条 協議会の業務は、法第25条の2第2項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報交換及び連携に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する必要な支援の内容に関すること。
- (3) 要保護児童等の発生防止に関する啓発活動の推進に関すること。
- (4) その他前条の設置目的を達成するため必要な事項に関すること。

一部改正〔令和6年決裁〕

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)をもって構成する。

- 2 協議会の会議の種類は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。
- 3 協議会に会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ、会長の指名する者がその職務を代理する。

一部改正〔令和6年決裁〕

(要保護児童対策調整機関)

第4条 町長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、大槌町こども家庭センターを指定する。

2 調整機関は、協議会の事務を総括するとともに、要保護児童等の支援状況の把握、関係機関との連絡調整等を行う。

一部改正〔平成25年告示108号・31年82号・令和3年33号・令和6年決裁〕

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、関係機関の代表者又はこれに準ずる者により構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等とその支援に係るシステム全体に関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動状況の報告と評価に関すること。

2 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者に対し、代表者会議に出席を求めて意見を徴することができる。

一部改正〔令和6年決裁〕

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、関係機関の実務者により構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (2) 要保護児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。

2 実務者会議は、必要に応じて調整機関の長が招集し、これを主宰する。

3 調整機関の長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者に対し、実務者会議に出席を求めて意見を徴することができる。

一部改正〔令和6年決裁〕

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、関係機関の個別の要保護児童等に関する担当者をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の適切な保護に関すること。
- (2) 具体的な支援内容等に関すること。

2 個別ケース検討会議は、必要に応じて調整機関の長が招集し、これを主宰する。

3 調整機関の長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者に対し、個別ケース検討会議に出席を求めて意見を徴することができる。

一部改正〔平成25年告示108号・31年82号・令和3年33号・令和6年決裁〕

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第16—2号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月11日告示第108号）

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第82号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第33号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

一部改正〔平成22年告示16—2号・25年108号・31年82号・令和3年33号・令和6年決裁〕

区分	関係機関
法第25条の5第1号 に該当するもの	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部
	岩手県宮古児童相談所
	岩手県釜石警察署
	岩手県立大槌高等学校
	大槌町立大槌学園
	大槌町立吉里吉里学園中学部
	大槌町立吉里吉里学園小学部
	大槌町教育委員会
法第25の5第2号に 該当するもの	社会福祉法人大槌町社会福祉協議会
法第25条の5第3号 に該当するもの	大槌町民生委員児童委員協議会
	大槌町人権擁護委員

	大槌保育会
調整機関	大槌町こども家庭センター